

公益財団法人相模原市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人相模原市スポーツ協会（以下「財団」という。）の発展、向上に貢献したものの又は本市のスポーツ振興に功績が顕著なものを表彰することに関して必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰及び特別表彰とし、対象及びその基準は別表のとおりとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、賞状を贈り行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したとき又は死亡したものが前条に規定する事由に該当すると会長が認めたととき、賞状はその遺族に贈与する。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、理事会で決定する。

(推薦及び決定)

第5条 被表彰者は、加盟団体の推薦及び会長が特に推薦したもののうちから、理事会で決定する。

2 会長は、加盟団体からの被推薦者以外の適格者の把握のため、必要な調査を行う。

3 理事会で決定した被表彰者のうち、当該年度の田中仁スポーツ賞贈呈対象者となった者は、第3条は行わない。

(適用除外)

第6条 次の各号の一つに該当するものは、第2条に規定する適格者であっても、この規程を適用しない。

(1) 懲役または禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 同一大会によりすでに表彰を受けたもの（団体にあつては、その構成員が3分の1以上いるもの。）

(被表彰者名簿への登載等)

第7条 表彰を行ったときは、被表彰者の氏名、表彰の種類及び業績等を被表彰者名簿に登載し、これを永久にたたえる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成元年12月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)

第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は平成24年8月8日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成25年3月15日から施行する。

附 則

この規程は平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	対 象	基 準
一 般 表 彰	ス ポ ー ツ 功 労 者	(1) 加盟団体において、10年以上在籍し（従前の相模原市体育協会期間を加算）、その間に役員等を経験し、当財団の発展振興に貢献した者（各年度、4月1日現在の会員数5千人未満の団体は1名、5千人以上の団体は2名を限度とする）
		(2) 本市スポーツの普及振興に尽力し、またはこれに寄与する価値ある研究調査を成し、その功績が顕著な者
	ス ポ ー ツ 功 労 団 体	本市スポーツの普及振興に尽力し、またはこれに寄与する価値ある研究調査を成し、その功績が顕著な団体
	優 秀 選 手	(1) オリンピック、世界選手権、ユニバーシアード、10カ国以上が参加するアジア大会等国際大会、またはこれと同等と認められる国際大会に出場した者。
		(2) 全国大会（国、（公財）日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催または共催する大会）、及び神奈川県大会（神奈川県及び（公財）神奈川県スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催または共催）以上で優勝した者。
(3) 全国大会（国、（公財）日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催する大会）において、主催者が設定する最優秀選手若しくはベストメンバーに選ばれた者。		
(4) 日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会または、これと同等の大会において優勝した者及び団体。		
優 秀 団 体	優秀選手表彰基準に準じる	
特別 表彰	個人、団体等	会長がその都度定める
	賛助会員	(1) 個人会員として、10年連続で入会し、かつ、40,000円以上の会費を納入したものの。 (2) 家族会員として、10年連続で入会し、かつ、80,000円以上の会費を納入したものの。 (3) 団体会員として、10年連続で入会し、かつ、100,000円以上の会費を納入したものの。 (4) その他、会長が認めた者。